

# 「スチュワードシップ検討会」開催にあたって

平成28年10月5日(水)

厚生労働省

- 平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016 —第4次産業革命に向けて—」では、年金基金等において、スチュワードシップ・コードの受入れの促進などの取組を通じて、加入者等の老後所得の充実を図る、としている。

—「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」(平成28年6月2日閣議決定)より抜粋—

## 2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

### (1) 新たに講ずべき具体的施策

#### vi) 企業年金等の改善

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の成立後、その円滑な施行を図るとともに、運用リスクを事業主と加入者等で分担する「リスク分担型確定給付企業年金制度」等の導入により、企業年金等の普及・拡大を図る。

あわせて、**年金基金等において、スチュワードシップ・コードの受入れの促進など、コーポレートガバナンスの実効性の向上に向けた取組を通じて、加入者等の老後所得の充実を図る。**

## (参考)「責任ある機関投資家の諸原則」(平成26年2月、金融庁)

- 「責任ある機関投資家の諸原則」は、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるもの。
  - ※「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。
  - ※この諸原則は、法的拘束力を有する規範ではなく、趣旨に賛同しこれを受け入る用意がある機関投資家はその旨を表明する。
- 「資産運用者としての機関投資家」(投資運用会社など)には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待され、「資産保有者としての機関投資家」(年金基金や保険会社など)には、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である「資産運用者としての機関投資家」の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

### 責任ある機関投資家の諸原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的なリターンの拡大を図るために、

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

# (参考) スチュワードシップ・コード受入れを表明している企業年金関係団体

平成28年7月28日現在

<b>三菱東京UFJ銀行企業年金基金</b>
<b>三菱UFJ信託銀行企業年金基金</b>
<b>みずほ企業年金基金</b>
<b>企業年金連合会</b>
<b>りそな企業年金基金</b>
<b>セコム企業年金基金</b>
<b>三井住友銀行企業年金基金</b>
<b>三井住友信託銀行企業年金基金</b>

※金融庁公表リスト記載順

## 補論：スチュワードシップ・コードの受入れの促進について

- 平成28年5月27日現在で、スチュワードシップ・コードの受入れを表明しているDB関係団体は8団体（内訳：企業年金連合会、金融機関の企業年金基金6、非金融機関の企業年金基金1）である。
- 企業年金では自家運用ではなく委託運用が中心となっている現状であるが、こうした企業年金がスチュワードシップ行動をとるにあたっては、受入れ表明に伴う具体的な対応が不明確であり、それを明確化する必要があるとの指摘がある。
- 企業年金においてスチュワードシップ・コードの受入れ表明を促進していくため、例えば、厚生労働省と企業年金連合会が連携して具体的な対応例について検討を行うことが考えられる。